

# 接骨院・整骨院にかかるとき

接骨院や整骨院で、健康保険が使えるのは**限られたケースだけ**ということをご存じですか？ 知らずにかかると、思わぬ出費につながるかもしれません。



## 1 健康保険が**使える場合**と**使えない場合**

### 使える場合

外傷性が明らかで、慢性的な状態に至っていない以下のもの

- 打撲 捻挫 肉離れ 骨折\* 脱臼\*

\*骨折、脱臼は、応急処置を除き、あらかじめ医師の同意が必要。



知らずにかかると、全額自費になるかも……

### 使えない場合

- 日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- 保険医療機関で治療中の負傷
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善が見られない長期の施術

※ 仕事や通勤途上におきた負傷は労災保険の適用となり、健康保険の対象外です。

## 2 どのくらい通っていますか？



早く治ったほうが、体も元気になるし、ほくもうれしいよ！

接骨院・整骨院では国家資格をもつ「柔道整復師」が施術を行います。病院ではないので、診療・投薬や注射、手術、リハビリテーションなどはできません。長く通っても症状が改善しない場合は、内科的要因も考えられます。

3カ月以上施術が続く場合は、不調の原因を確かめるためにも、**医療機関の受診をおすすめ**します。

## 3 領収書・明細書をもらいましょう

接骨院・整骨院では、**領収書の発行（無料）**と、施術内容が細かく記された**明細書の発行（有料の場合もあり）**が義務付けられています。

領収書・明細書は必ず受け取り、金額や施術内容が実際と違う場合は健保組合にご連絡ください。



### はり・きゅう、あんま・マッサージ

健康保険が適用されるには条件があります

#### はり・きゅう

対象となる疾病は主に下記の6疾病で、慢性病で保険医による適当な治療手段のない場合に限られます。

- 神経痛
- リウマチ
- 頸腕症候群
- 五十肩
- 腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症

※ いずれも予め主治医の同意が必要です。

#### あんま・マッサージ

医療上、マッサージを必要とする場合に限られます。

- 筋麻痺
  - 筋萎縮
  - 関節拘縮
- など



### 療養費支給申請書に署名する際はよく**確認**を

「療養費支給申請書」に署名する際は、**負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認**しましょう。



健康保険の給付手続きを進める過程で施術内容などの照会をさせていただく場合があります。